

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷 加都子

定期監査及び行政監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第 1 2 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 監査の種類

令和 2 年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等にかかる令和 2 年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、令和元年度決算において収入未済のある債権の管理状況や、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

| 対象課等 | 監査期間 | ヒアリング実施日 |
|---------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 市長公室 秘書広報課 人事課 ふるさと創生課 | 令和2年12月25日から 令和3年3月18日まで | 令和3年2月15日 |
| 企画管理部 企画調整課 財政課 契約検査課 | | 令和3年2月15日 令和3年2月18日 |
| 議会事務局 | | 令和3年2月18日 |

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 議会事務局

令和2年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長公室

以下の各課に係る令和2年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 秘書広報課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人事課

公務災害補償基金返納金の収入について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ ふるさと創生課

亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営に関する年度協定について、指定管理料の変更が行われていたが、積算の根拠が不十分であった。

指定管理料の変更を行うにあたっては、明確な根拠資料のもと十分に確認を行い、慎重に行われたい。

(3) 企画管理部

以下の各課に係る令和2年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

以上が議会事務局等における令和2年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等の会計事務については、令和3年2月2日付け2監査第1034号で提出した「定期監査及び行政監査の結果に関する報告」（下記）を参考に、今後の事務処理に留意されたい。

【令和3年2月2日付け2監査第1034号「定期監査及び行政監査の結果に関する報告」抜粋】

今回の監査においては、本市に事務局を置き、各団体や実行委員会等の会計事務を本市職員が取り扱っている事案について聞き取りを行った。確認した主な内容は、不正や事故防止の観点から、現金、預金通帳等の管理や帳簿等の整備が適切に行われているかなどである。

監査の結果、概ね適切に処理されていたが、一部の団体の事務において、預金通帳や印鑑等の保管、金庫等の鍵の管理などに、不適切な事案が見受けられた。

預金通帳や印鑑については、互いの牽制機能が働くように保管は別々にし、鍵については管理職を含めた複数の職員で管理し、十分なチェック体制を整えてもらいたい。また、現金の職場保管については、不正や事故防止の面だけでなく防犯等の安全性のために、直接、現金を取り扱うのではなく、口座振替等の通帳による管理へ変更を検

討されたい。併せて、出納簿と通帳原本による金額等の確認は管理職が定期的に行われたい。

現況、公金の管理は、財務会計規則や窓口収納現金取扱基準などによって厳格に運用されているが、職務上、本市職員が会計事務を取り扱っている団体等の現金、預金等については規則等の適用対象外であり、公金に準じる処理基準等もなく、所管課の裁量に委ねられている。しかしながら、事故等が発生した場合、担当職員に加え本市の管理責任が問われることになる。その団体等の現金、預金等についても、公金同様に厳格な取り扱いに留意すべきである。人的リスクを低減し、問題の発生を未然に防止するためにも、公金に準じた処理基準や実務マニュアルの整備等を検討し、チェック機能が働く体制の改善を図られたい。